

# 全 社 協

## Action Report

第 288 号

2025（令和 7）年 4 月 15 日

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**  
Japan National Council of Social Welfare  
(全社協 ぜんしゃきょう)

総務部広報室 [z-koho@shakyo.or.jp](mailto:z-koho@shakyo.or.jp)

TEL03-3581-4657 FAX03-3581-7854

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

全社協 福祉ビジョン2020

ともに生きる豊かな地域社会をめざして

福祉のお仕事



### 〈インフォメーション〉

- 「斎藤十朗さんを偲ぶ会」を 5 月 13 日に開催

### 〈告知〉

- 令和 7 年 5 月孤独・孤立対策強化月間  
～ 民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉法人、社会福祉協議会による  
全国キャンペーンを実施します

### 〈事業ピックアップ〉

- 今後の社協のあり方を考える指針として  
～ 「社会福祉協議会基本要項 2025」を策定

全社協の月刊誌（月刊福祉、保育の友）

## インフォメーション

### ● 「斎藤十朗さんを偲ぶ会」を5月13日に開催

既報のとおり、去る3月17日に本会 元会長の斎藤 十朗 顧問が逝去されました。つきましては、ご親交のありました福祉関係者の皆さまとともに、生前のご功績・ご遺徳を偲び、ご冥福をお祈りいたしたく、「斎藤十朗さんを偲ぶ会」を、5月13日(火曜)に全社協・灘尾ホールにて執り行うことといたしました。

詳細につきましては、本会ホームページをご参照いただき、お申し込み用紙により4月30日までにFAXにてお申し込みいただきますよう、ご案内申しあげます。

|       |                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 呼びかけ人 | 村木 厚子、長尾 立子、清家 篤                                                                                                                                  |
| 会場    | 全社協・灘尾ホール                                                                                                                                         |
| 次第    | 14時～式典、15時10分～献花                                                                                                                                  |
| 申込方法  | 全社協ホームページから「お申し込み用紙」(Word)をダウンロードのうえ、<br><b>2025年4月30日(水曜)</b> までに、FAXにてお申し込みください。<br><a href="#">全国社会福祉協議会ホームページ</a><br>※偲ぶ会の詳細は、ホームページをご参照ください。 |

#### 「お申し込み用紙」(Word)ダウンロード方法

バナーをクリックして表示されるPDF上にあるリンクから、Wordデータ「お申し込み用紙」をダウンロードいただけます。



# 告知

## ● 令和7年5月孤独・孤立対策強化月間

### ～ 民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉法人、 社会福祉協議会による全国キャンペーンを実施します

昨今、孤独・孤立の問題が広がるなか、社会全体で解決に向けた取り組みが求められています。国においては、2024(令和6)年4月1日からの孤独・孤立対策推進法施行を契機とし、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを中心に、孤独・孤立についての理解・意識を社会全体で高め、対策を進める機運を醸成していくため、毎年5月を強化月間として集中的な取り組みを呼びかけています。

本会では、昨年度に引き続き、孤独・孤立対策の推進や広報、関係団体同士の連携を強化するために、民生委員・児童委員、老人クラブ、社協の三者と、本年度は新たに社会福祉法人を加えた四者で全国キャンペーンを実施することとしました。

具体的な取り組みとしては、各団体の会報誌等におけるロゴマーク、ポスター、キャラクターの活用や、ホームページ、SNS等を通じた情報発信による孤独・孤立の問題の広報・啓発のほか、対策強化月間に合わせて相談窓口を開設したり、見守り訪問活動、ふれあい・いきいきサロン、子ども食堂、防災マップの点検等を実施することを掲げています。

昨年度も、各地で広報・啓発活動を中心にさまざまな取り組みが行われました。

一方で、より具体的な事業等があった方が実施しやすいという声もあったことから、本年度は、つながりサポーター養成講座の開催を重点的な取り組みの例として提案しました。つながりサポーター養成講座は、孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする人を養成するもので、内閣府のホームページで公開されている標準テキストや講師用テキストの活用により各地域で実施することができます。

#### [内閣府「つながりサポーターの養成」](#)

全国キャンペーンを通じて、各地域での取り組みを進め、孤独・孤立についての理解・意識や気運を社会全体で高めていくことが期待されます。

【地域福祉部 TEL.03-3581-4655】

# 事業ピックアップ

## ● 今後の社協のあり方を考える指針として ～「社会福祉協議会基本要項 2025」を策定

全国の社協関係者から構成される全社協「地域福祉推進委員会」は、各社協への意見照会を図りつつ、この度「社会福祉協議会基本要項 2025」を策定しました。

前「新・基本要項」策定(1992 年)以来の、ニーズの変化・多様化、地域生活課題の複雑化・複合化に応じ、社協活動・事業が広がっている現状と福祉以外の他分野との連携・協働の必要性の高まり、また地域福祉の施策化の潮流等を踏まえ「現実在即して、今後の方向を明らかにする」べく策定したものです。

今回の策定では、各社協が展開する活動・事業、組織体制等の違いが大きくなっている現状にあっても、全国の社協の役職員が共有できる指針として、社協の「使命」を新たに位置づけるとともに、「新・基本要項」後の30年余の社協活動・事業の展開を踏まえ、社協の「活動原則」、「機能」を再整理しました。

※策定の経緯は既報の通り。

本紙 2024 年 7 月 1 日([基本要項 2025 第一次改定案](#))、2025 年 1 月 9 日([第二次改定案](#))

本号では、とくに「使命」と「住民主体の理念」をご紹介します。

### 住民主体の理念

社協の使命として、「全社協 福祉ビジョン」(2025 年改定予定)を踏まえ、「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を掲げています。

#### ＜社協の使命＞

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、**住民主体の理念**に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

基本要項 2025 では、**社協のすべての活動・事業および組織経営は、「住民主体の理念」に基づいて展開する**ことロ明記し、「住民主体の理念」の定義を明確化しました。

住民主体の理念とは、

- ①住民を中心に置くこと
- ②住民のニーズに基づくこと
- ③住民の主体形成と組織化を基礎とすることである。

|                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「住民」</p> <p>※在勤・在学者等を含む</p>               | <p>「住民」とは、「生活の主体」として自らの権利を行使し、生き方・暮らし方を自らの意思で選びながら幸福を追求する「権利の主体」である。</p> <p>また、地域づくりの主体であり、行政施策・事業の決定や運営に参加する「自治の主体」である。</p>                                                                                                                                          |
| <p>「住民を中心に置く」</p> <p>「住民のニーズ」</p>            | <p>「住民のニーズ」とは、生活上の要求であり、困りごととはもとより、「誰かの役に立ちたい」、「安心して暮らせる地域をつくりたい」といった思いや希望も含むもので、ニーズを持つ住民をあらゆる場面において中心に置くことを示している。</p> <p>社協は、とくに、自ら声をあげたり支援を求めたりすることが難しい住民の存在を常に念頭に置き、積極的にアウトリーチし、ニーズの把握に努める。また、本人の意思決定や権利行使を支援し、社会参加を進める。</p>                                       |
| <p>社協の活動・事業は、住民の「主体形成」と「組織化」を基礎として展開される。</p> | <p>「主体形成」とは、多様なニーズや価値観を持つ住民や地域の関係者が出会い、対話や協議を通じて地域生活課題に関心を持ち、自ら考え、行動するよう支援する取り組みである。</p> <p>「組織化」とは、協議や協働の促進、連絡調整(コーディネート)、社会資源の開発等を含む一連の取り組みである。</p> <p>こうした「主体形成」と「組織化」を通じて住民や地域の関係者の取り組みが生まれ、継続的な活動へと発展していく。社協はこの一連のプロセスに伴走し、住民や地域の関係者の連携・協働による地域福祉を推進する役割を担う。</p> |

「基本要項 2025」の全文は、次のホームページから閲覧できます。

[地域福祉・ボランティア情報ネットワーク「基本要項・経営指針」](#)

## 基本要項 2025 の普及と各社協における取り組みの推進に向けて

今後、各社協においては、「基本要項 2025」を活用して、自らがめざすビジョンや役割を明らかにし、住民や地域の関係者と協議しながら、活動・事業の充実や組織強化を計画的に推進することが重要となります。

全社協は今後、基本要項の普及、理解促進に取り組むとともに、基本要項を踏まえたこれからの社協の役割や取り組み課題等について、全国の社協とともに協議、共有を図ることとしています。

【地域福祉部 TEL.03-3581-4655】



詳細については、[出版部ホームページ](#)をご覧ください。

## 全社協の出版情報

出版部で発行した書籍や月刊誌最新号の特集をご案内します。

### <月刊誌>

#### ●『月刊福祉』5月号

特集：すべての子どもを支えるために

##### —子ども家庭福祉の今と求められるアクション

現在、“こどもまんなか”社会の実現に向けた各種の施策が打たれ、それに基づく支援が展開されています。少子化対策に注目が集まるなかで、“こどもまんなか”社会の実現のためにすべての子どもの幸せをめざし、幅広い福祉関係者の取り組みが期待されます。

本特集では、すべての子どもを支えるために福祉関係者にどのような取り組みが期待されるのか、今後求められる子ども・子育て支援とは何か、福祉関係者によるさまざまな子どもへの取り組み等を通じて考えます。

(4月7日発売 定価 1,170円—税込—)



↑ 画像をクリックすると  
試し読みできます。

#### ●『保育の友』5月号

特集：思いきりからだを動かそう

生活様式の変化や運動機会の減少による、子どもの心身の発達への影響が懸念されます。

本特集では、意図的にからだを動かして「あそぶ」機会をつくり、乳幼児期にからだを動かすことの楽しさを感じ、活動意欲を高めるための保育所・認定こども園における取り組みを紹介します。

(4月8日発売 定価 740円—税込—)



↑ 画像をクリックすると  
試し読みできます。

### <レポート送付先>

本レポートは、報道関係者、都道府県・指定都市社協、種別協議会等協議員、政策委員会委員、本会理事・評議員の方がたにお送りしています。